

船舶事故調査報告書

平成29年1月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年5月15日 10時15分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港光南防波堤東方沖 徳山下松港光南防波堤灯台から真方位089°700m付近 （概位 北緯33°56.9′ 東経131°57.5′）
事故の概要	水上オートバイスーパージェットは、遊走中、船長が落水し、負傷した。
事故調査の経過	平成28年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ スーパージェット、0.1トン 270-44560広島、個人所有 1.91m(Lr)×0.55m×0.21m、FRP ガソリン機関、48.50kW、平成14年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年11月15日 免許証交付日 平成25年8月29日 （平成30年11月14日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風速 約1.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、光南防波堤東方沖で遊走していた。 本船は、船長が右転を開始する前に進行方向の右方を見たが、他船を認めなかったため、腰を浮かせた姿勢で、約10～15km/hの対地速度として緩やかに右転を開始した。 船長は、右舷船首方至近に接近した仲間の水上オートバイとの衝突の危険を感じ、無意識のうちに体重が右側に移動し、右足が左足側に滑って体を支え切れなくなり、操縦ハンドルから手が離れ、平成28

	<p>年5月15日10時15分ごろ、本船の右舷側から落水し、右足に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、別の仲間の水上オートバイの後部座席に乗せられて山口県光市光漁港に運ばれた後、仲間の船長が要請した救急車で病院に搬送され、右大腿骨骨幹部骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、仲間2人の水上オートバイ(2隻)と共に遊走していた。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許を取得して水上オートバイの乗船歴が30年以上で、年に3~4回乗船していた。</p> <p>船長は、落水したとき、右足が本船のハンドルのアームか舷側に当たり、骨折したと本事故後に思った。</p> <p>船長等は、いずれも救命胴衣を着用しており、アルコール類を摂取していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、光南防波堤東方沖において、右旋回中、船長が、転針方向に対する見張りを適切に行っていなかったことから、右舷前方から接近する仲間の水上オートバイに至近で気付いて落水した際、右足が本船の船体に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、右舷前方から接近する僚船に気付いた際、無意識のうちに体重が右側に移動し、右足が左足側に滑って体を支え切れなくなり、ハンドルから手が離れて落水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、光南防波堤東方沖において、本船が右旋回中、船長が、転針方向に対する見張りを適切に行っていなかったため、右舷前方から接近する仲間の水上オートバイに至近で気付いて落水した際、右足が本船の船体に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、適切な見張りや周囲の安全確認を行うこと。 ・ 遊走中、他船と安全な距離を保つこと。

付図1 事故発生経過概略図

